



明日に向かって



～ 進路ガイド④ ～



公共料金等の割引について

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、以下のような割引制度があります。

NHK受信料割引

【全額免除】

- ◎公的扶助受給者
- ◎市町村民税非課税の障害者（「身体障害者手帳」「療育手帳または判定書」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合）

【半額免除】

- ◎以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主で、かつ受信契約者である場合
 - 視覚・聴覚障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）
 - 重度の障害者 以下のいずれかをお持ちの方
 - ・身体障害者手帳（１・２級）
 - ・療育手帳または判定書（最重度・重度）
 - ・精神障害保健福祉手帳（１級）
- ◆手続き：各市町村福祉事務所または福祉担当課で証明を受けた免除申請書をNHKに提出します。

NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）

- ◆電話帳利用が困難な障害のある方を対象に、電話番号案内（１０４番）を無料とします。
- ◆対象者
 - ◎身体障害者手帳所持者のうち、視覚障害１～６級、または肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害）１～２級の方。
 - ◎療育手帳または精神障害保健福祉手帳所持の方。
- ◆登録方法：NTT窓口かフリーダイヤル０１２０－１０４１７４へ。

携帯電話使用料金割引

- ◆携帯電話各社で基本使用料、通話料等の割引制度があります。
- ◆約５０％～６０％の割引となりますが、携帯電話各社によって異なります。詳しくは各携帯電話取り扱い店等にお尋ねください。
- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が対象のサービスです。

郵便料金

- ◆対象：視覚障害者の方の点字小包郵便
- ◆内容：２kgまで９０円、３kgまで１０５円、３kg超は一般小包の半額となります。

交通機関の各種運賃割引

J R	【第1種身体障害者の方、療育手帳Aをお持ちの方】 ◎介護者同乗の場合：普通乗車券、回数乗車券が本人、介護者半額。 ◎本人単独の場合：片道100kmを超える場合、半額。 【第2種身体障害者の方、療育手帳Bをお持ちの方】 ◎本人：片道100kmを超える場合、半額。 ◎介護者：12歳未満の障害児が定期乗車券を購入する場合、介護者の定期乗車券が半額。 ◆手続き：手帳をJR窓口にて提示します。
バス	【第1種身体障害者の方、療育手帳Aをお持ちの方】 ◎本人：半額 ◎介護者：「バス運賃割引証」を提示すれば半額。 ◆「バス運賃割引証」は各福祉事務所等福祉担当課で交付されます。 【第2種身体障害者の方、療育手帳Bをお持ちの方】 ◎本人：半額 ◎介護者：なし ◆上記は羽後交通の場合です。
航空 (国内)	【第1種身体障害者の方】 ◎12歳以上で、本人単独または介護者とともに搭乗する場合、本人及び保護者とも普通大人片道運賃の約40%～34%割引。 【療育手帳Aをお持ちの方】 ◎12歳以上で、介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者とも普通大人片道運賃の約40%～34%割引。 【第2種身体障害者の方、療育手帳Bをお持ちの方】 ◎12歳以上の方が搭乗する場合、普通大人片道運賃の約40%～34%割引。 ◆手続き：手帳を航空券窓口にて提示します。
タクシー	1割引 ◆秋田県ハイヤー協会に加入しているタクシーを利用する場合適用。 ◆県外で利用する場合はタクシー会社に問合せること。
旅客船	【第1種身体障害者の方、療育手帳Aをお持ちの方】 ◎全等級旅客運賃を50%割引（介護者1名全等級50%割引） 【第2種身体障害者の方、療育手帳Bをお持ちの方】 ◎2等・2等寝台・S寝台旅客運賃を50%割引 ◆車両は割引になりません。 ◆手続き：窓口にて備え付けの乗船運賃割引申込書に記入し、身体障害者手帳または療育手帳を提示します。 ◆上記は新日本海フェリーの場合です。
有料道路	◎対象者 身体障害者手帳所持者の方が自ら運転する場合または第1種身体障害者所持者または療育手帳A所持者を乗車させ、介護者の方が運転する場合。 ◎対象車種 ・乗用自動車（定員10人以下の普通乗用車、小型自動車、軽自動車） ・貨物自動車（ライトバンなどに限ります） ・特殊用途自動車（身体障害者輸送車・キャンピング車に限ります） ・二輪自動車（総排気量が125CCを超えるもの） ※いずれの場合も、障害者一人につき1台限りで、営業用の自動車は除きます。 ◎割引率：通行料金の5割引 ◎手続き ・運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳又は療育手帳を持参。 ※ETCを利用する場合は、障害者の方の名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も持参してください。 ◎窓口：各市町村福祉事務所または福祉担当課



不明な点やご質問がありましたらご遠慮なく本校進路指導部、学級担任までご相談ください。